

島牧村再生可能エネルギー基本計画

令和6年3月

北海道島牧郡島牧村

目次

1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進による農山漁村の活性化に関する方針	1
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3	2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	3
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な 発展に資する取組に関する事項	3
5	自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー 電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	3
6	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての 評価	4
7	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再 生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	4
8	その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する事項	5

別紙 位置図（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域）

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本村は北海道の南西部、日本海に面した渡島半島の付け根に位置している。

地形は山岳が急峻な傾斜をなし海岸に臨み、諸河川が山岳から海に流れ、農耕地は下流地域と海岸の丘陵地域に点在している。海岸線は約 51 km と非常に長く、集落は海岸を走る国道を挟んで帯状に形成されている。地質は河川敷地が沖積土、丘陵地帯は粘土層が多く、山岳地帯は火成岩層が主となっている。林地は 81.2% が国有林で、村有林 7.9%、民有林 10.9% の割合となっている。

基幹産業は漁業で、漁港は千走漁港・厚瀬漁港を中心に 7 漁港（第 1 種）あるが、高齢化により漁業従事者数も年々減少している。更に近年の魚価安や、漁業資源の減少、後継者不足等などの問題が村の漁業振興に深刻な影響を及ぼしている。

農業においても、後継者不足や従事者の高齢化が進み、専業農家が少なく、畜産も輸入牛肉等の影響を受け、厳しい経営状況にある。

本村における再生可能エネルギーの活用状況は、通称月越地区（字植原）において、平成 12 年度より、4,500kW の風力発電施設（750kW を 6 基）が稼働、令和 4 年度に 4,300kW の風力発電施設 1 基に建替えが行われている。同地区は良好な風況環境に恵まれ、導入ポテンシャルは極めて高いものの、これまで系統連系などの経済的・技術的課題により、その他の計画が進展されなかった。しかし近年、ノンファーム接続等、系統の接続ルールが見直され、ゼロカーボン政策に大きく寄与する再生可能エネルギー発電の供給基地としての役割を更に担っていく可能性が大きく進展した。

本村が再生可能エネルギー発電の供給地として、その役割を持続的に果たしていくためには、基幹産業である農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電の導入と促進が重要である。

本村の農林漁業の振興・発展には、地域の特性に応じた様々な取り組みが必要であり、そうした取組による地域の活性化に資するための再生可能エネルギー発電の導入と促進を図っていくことを基本方針とする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

-				林班	小班	区域面積 (m2)	該当風車
後志森林管理署				3060	よ	2,300	T1 風車 ～ T6 風車 (国有林保安林)
//				3060	た	2,600	
//				3090	ろ	4,200	
//				3090	に	4,000	
//				3090	□1	200	
//				3091	へ	23,900	
//				3091	と	6,200	
//				3091	ち	42,200	
//				3091	り	700	
//				3091	る	400	
//				3091	ぬ	1,000	
//				3091	わ1	1,700	
//				3091	□	1,700	
地番				地目	地積 (m2)		
島牧郡	島牧村	植原	4-1	原野	505,69 5	7,800	T7 風車 ～ T16 風車 (保安林以外)
島牧郡	島牧村	植原	4-10	原野	59,881	7,200	
島牧郡	島牧村	植原	財務			300	
島牧郡	島牧村	植原	4-11	原野	17,227	9,700	
島牧郡	島牧村	植原	5-13	原野	93,429	25,800	
島牧郡	島牧村	植原	財務			200	
島牧郡	島牧村	植原	163	原野	49,586	9,600	
島牧郡	島牧村	植原	265	原野	46,203	37,800	
島牧郡	島牧村	植原	267	原野	4,449	300	
島牧郡	島牧村	植原	268	原野	28,483	5,000	
島牧郡	島牧村	植原	269	原野	1,038	100	
島牧郡	島牧村	植原	271	原野	56,577	4,500	
島牧郡	島牧村	植原	273	原野	1,125	100	
島牧郡	島牧村	植原	274	原野	56,767	2,300	
島牧郡	島牧村	植原	276	原野	1,050	200	
島牧郡	島牧村	植原	277	原野	58,193	2,400	
島牧郡	島牧村	植原	279	原野	598	100	

島牧郡	島牧村	植原	280	原野	57,255	4,500
島牧郡	島牧村	植原	286	原野	22,571	3,900
島牧郡	島牧村	植原	287	原野	23,114	1,600
島牧郡	島牧村	植原	288	原野	8,309	100
島牧郡	島牧村	植原	289	原野	5,916	100

※別紙「位置図」を参照

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
風力発電	68,800kW	4,300kWを16基

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

2の区域における発電事業の設備整備事業者は、売電収益の一定程度を活用し、村と協議のうえで基金化し、地域の農林漁業の振興に寄与する事業に活用する。

村は、基金化された資金により、毎年度の状況や課題に応じて、地域の幅広い農林漁業の振興を図るとともに、再生可能エネルギー利用の普及促進等地球温暖化対策に資する取組を実施することとする。

5 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

総出力が10,000kW以上の風力発電事業を実施する場合は、第一種事業として環境影響評価の対象となり、環境影響評価法に基づき環境影響評価書を作成することとされている。

当該評価書においては、自然環境の保全と調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項について、自治体への意見照会や専門家、有識者等の意見を踏まえて対応することとされている。したがって、環境影響評価法の手続きを経た事業については、経済産業大臣の環境影響評価書の確定通知をもって、島牧村再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）における協議に代替するものとする。ただし、地域の特性を踏まえ、特に配慮が必要と認める事項につい

ては、協議会で協議するものとする。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

令和11年度までに、村内における農林漁業の健全な発展に資する取組及び地球温暖化対策に資する取組に貢献しうる風力発電設備を68,800kW導入することを目指す。

また、この取組の結果、発電事業期間（令和11年度から令和31年度までの20年間）における売電収入から一定程度の額を、村内の農林漁業の健全な発展等に資する取組に充てることを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況等）を定期的に調査し、進捗状況を確認することとする。

また、目標年度までに目標が達成されない場合、原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

発電事業の中止又は終了時には、設備整備事業者が直ちに発電設備を撤去する義務を負い、撤去に係る費用を全額負担するものとする。また、地権者と設備整備事業者との間の取決めに従って土地等を原状回復することを基本とし、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項について地権者と設備整備事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

なお、認定設備整備計画が農山漁村再生可能エネルギー法による農地法、森林法等の特例措置を受けている場合で、当該認定設備整備計画の内容と反して発電設備の整備を中止したとき等、各個別法に基づく是正措置として土地等の原状回復が必要となった場合には、設備整備事業者はそれを適切に行うこととする。

8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、計画の内容についてホームページの掲載等により広く周知することとする。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取消し

認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電の設備を整備していないと認める場合、設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合、その他認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合は、その認定を取り消すものとする。

(4) 区域外の関係者との連携

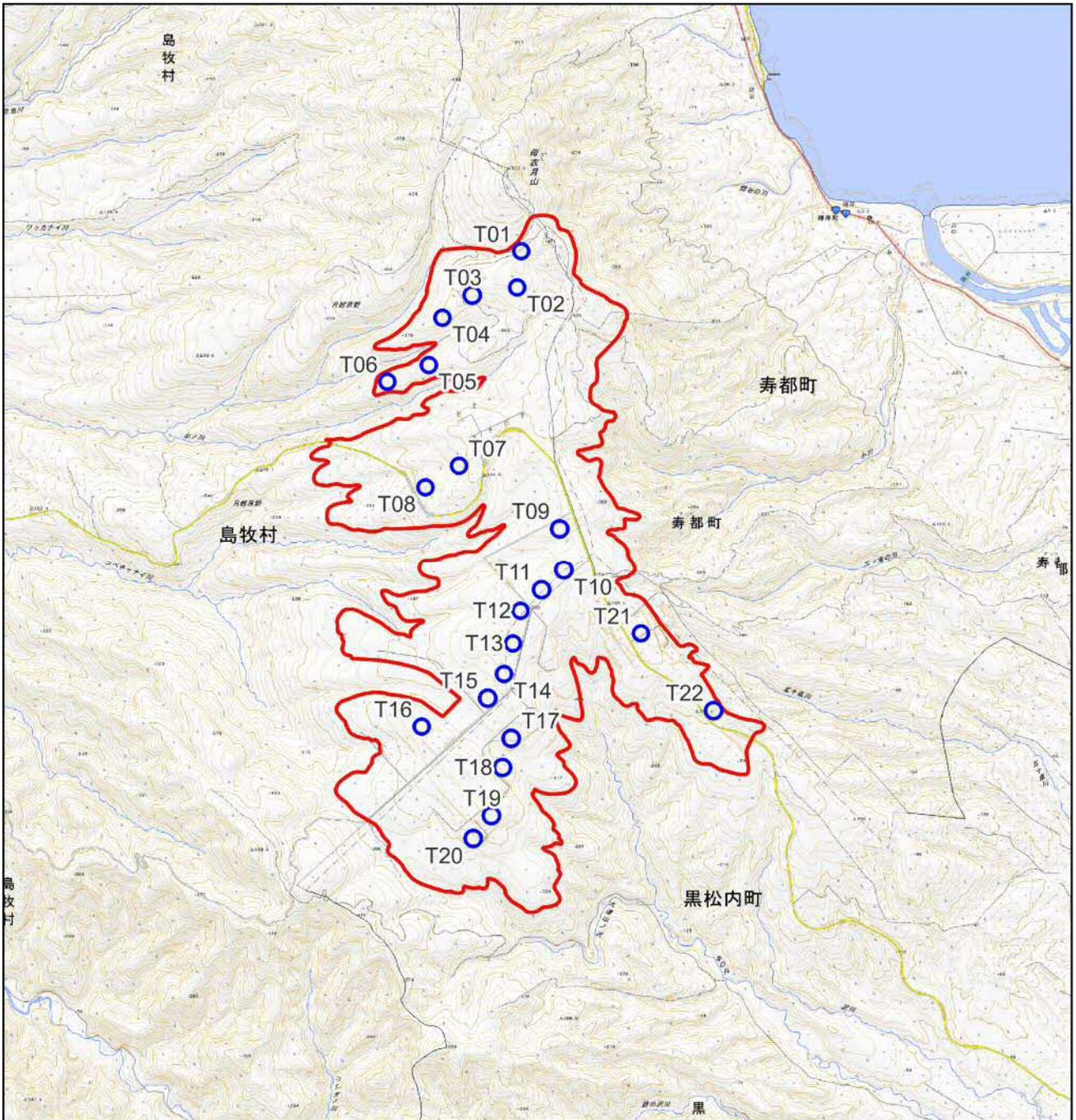
島牧村、設備整備事業者、その他協議会関係者は、本村の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報共有を行いながら、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に取り組むものとする。

(5) 基本計画の変更

再生可能エネルギー発電の整備を促進しようとする区域の追加及び変更、設備整備事業者による設備整備の提案などにより、今後、必要が生じた場合は、速やかに基本計画の見直しを行うものとする。

別紙 位置図（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域）

別紙 位置図（再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域）



凡例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機設置予定位置

—— 市町村界

